

## 松江家庭裁判所委員会（第22回）議事録概要

- 1 日時  
平成24年2月1日（水）午後1時30分～午後4時00分
- 2 場所  
松江家庭裁判所大会議室
- 3 出席者  
（委員長）古田 浩  
（委員） 飯塚研二，岡田 常，河村 浩，桐山香代子，坂田節生，竹谷 強，  
山内政司，若槻宏二（五十音順敬称略）  
（説明者）三津川事務局長，大内首席書記官，岩武首席家裁調査官  
（庶務） 田部総務課長，伊藤総務課課長補佐
- 4 議事
  - (1) 前回委員会での質問事項に対する回答
    - ア 裁判所側説明者による説明  
「調停委員に対する研修等について」三津川事務局長  
「家事調停における調停委員の役割について」大内首席書記官  
「調停委員の任命手続等について」三津川事務局長
    - イ 質疑応答  
（A委員）  
調停委員に対する報酬はどのようになっているのか。  
（説明者）  
時間及び回数等の支給基準に従い，調停委員手当という形で支給している。  
（委員長）  
研修等についてご提案があれば伺いたい。  
（B委員）  
配布のあった家庭裁判月報には，「家事調停の運営」という標題で運用が掲載されているが，調停委員の方々には，これら家庭裁判月報を参考にさせていただき，より一層研鑽していただければ，充実した調停になると思われる。  
（委員長）  
家庭裁判月報等の内容を踏まえ，研修を充実したい。
  - (2) テーマ「家事事件手続法について～施行に当たり，家庭裁判所が留意すべき事項」
    - ア 裁判所側説明者による説明  
「民法等の一部を改正する法律及び家事事件手続法について」岩武首席家裁調査官
    - イ 質疑応答，意見交換  
（B委員）  
法改正後，親権の喪失等の請求権者に子どもが加わっているが，現実的には特別代理人になるのか。  
（C委員）

民法の親権停止の請求において、子が請求人となる場合の手続であるが、子に意思能力があることが要件とされているので、事案の内容等に照らし、家事事件手続法23条により、手続代理人の選任を考慮することになると思う。この点の運用については、今後、検討していきたいと思っている。

(D委員)

家庭裁判所は、2年以内の期間を定めて親権停止の審判をすることができると思うが、2年の根拠及び裁判所における手続に要する期間について伺いたい。

(説明者)

あくまでも推測であるが、親権停止の要件の資料が整っていれば、2箇月程度で判断が出るのではないかと思う。

(委員長)

現段階では実際に手続が行われていないので、お答えできないが、なるべく早くしなければならぬと考える。

(C委員)

実際に親権停止を求めざるを得ない緊急的な必要性が高いケースでは、審判申立事件をベースとして、審判前の保全処分を出してから審理を進めることになると思われる。保全処分については、ケースにもよるが、緊急性が高ければ(例えば、子どもが生命にかかるような手術をするのに、親権者が同意しないような場合)、速やかに、場合によっては申立てがあった当日に処理することも考えられる。他庁でそのような扱いをしたと聞いたことがある。

(説明者)

2年の期間の根拠についてであるが、虐待があったとしても親子の関係は完全に切れるものではなく、ある一定の期間が経過した段階で、親子の関係をどのように再生して行くかが問題となる。そのためには長期間親子の関係を断絶させてしまうと、再統合が難しくなるという観点から、2年間に定められたと聞いている。

(E委員)

未成年後見人に法人を選任することができると思うが、どのような法人をイメージすればよいか。

(説明者)

児童関係の施設とかが想定されていると理解している。

(3) 夫婦関係調整(離婚)調停についての申立の書式について

(委員長)

松江家庭裁判所では、新法を先取りした形で夫婦関係調整(離婚)調停についての申立ての書式を作成した。委員の方々には申立ての書式を事前配布させていただいたが、これについての意見があれば伺いたい。

(説明者)

申立ての書式について補足したい。この書式については、昨年9月に当庁のスタッフで検討し、各関係機関の了解を得て、原則、申立書の写しを相手方に送付するという運用を開始した。まだ、4箇月程度しか経過しておらず、調停事件の内容としてどのような変化が起きたかまでは分析していない。ただ、一部の調停委

員からは、相手方が事前に申立ての趣旨、理由を把握した上で調停に臨むことから、第1回の事情聴取がスムーズになり、進行が円滑になったとの意見をいただいている。

(B委員)

何回か使用させていただいた。離婚に至る経緯等の記載についてもチェック方式で分かりやすい。慰謝料が発生するアピールポイントは、事情説明書によって説明ができるので、使いやすいと思う。

また、申立ての趣旨及び申立ての実情を相手方に送付することで、相手方にとっても事前に争点に分かることから、調停に掛かる時間も短くなると思われる。

(A委員)

申立書の申立ての実情欄において、「円満調停もしくは離婚等を求める理由」に、「その他」との記載があるが、「その他」の後に括弧を付記してはどうか。

(委員長)

括弧を付記し、詳細には記載しないでください等の注意書きをするなどして、対処できないか。

(説明者)

検討する。

(委員長)

子の意思の把握についてであるが、従前は、ほぼ離婚が決まった段階で子の親権者を誰にするかという観点から家裁調査官に調査命令が出ていたが、法律改正により、今後は、離婚を含めて子の意思を聴くことになった。これについて、何か意見があれば伺いたい。

家裁調査官から従前の事例を紹介していただきたい。

(説明者)

子どもについて、何歳ぐらいから自分の意見表明ができるのだろうかということは、家裁調査官の内部でも分かっていた。YES、NOではなく、子どもの表情やものの言い方、態度からも推し量ることはでき、それを両当事者に伝えることで紛争の解決に資するのではないかという議論があった。現在においても、子どもの意思表明をどのように調停の中で活かしていくのか議論しているところである。

(委員長)

子どもの意向を確認した上で、両親にどのようにフィードバックして行くかが家裁に求められているところであり、その運用等について意見があれば伺いたい。

(E委員)

子どもは親の顔色も窺うし、もう一人の親の立場も推し量るわけで、はっきりとした意見表明ができないと思う。やはり、子どもを客観的に見られる立場の人がいれば、その方に意見を聴くことがあってもよいのではないか。例えば学校であったり、第三者の近親者又は第三者的立場である近所の方であれば、子どもの表情とか態度で読み取れることもあると思う。そういう方から意見聴取されて参考にされてはどうか。

(委員長)

夫婦関係に紛争があることを学校が分かればよいが、そうでない場合には、ケースによって考えて行く必要がある。

(B委員)

面会交流が離婚に絡むと代理人としてはとても難しい。面会交流については、法的に一刀両断という事柄ではない。弁護士であるからといって、解決できる問題ではないと思っている。母親に対してどういうふうに説得するか悩むことも多く、裁判所からの助言が欲しい場合もある。積極的に子どもの意見を聴いていただき、感情的になっている両親に対し、公平中立の立場である裁判所からアドバイスしていただければ、面会交流もうまく行き、離婚事件自体が早期に解決するのではないかと考えているので、子どもの意見を積極的に聴いていただきたい。

(委員長)

家裁調査官において、年齢別にどういう調査が必要なのか研究しているのか。

(説明者)

心情の調査、状況の調査及び意向の調査は、年代に応じてやっている。また、発達の遅れている子どもについては、年齢の軸と状況の軸を見ながら、主任家裁調査官が調査のポイントを担当調査官に指導したり、裁判官と相談し複数回の面接を行う等、ケースに応じて対応を行っている。

(委員長)

積極的に子の意思を把握する方向に法が動いたということであり、裁判所に対し、当事者又は代理人から、ケースによった働きかけの要望がなされれば、裁判所も動きやすくなる。

(説明者)

面会交流については、裁判所において試行を行うが、両親の関係が非常に悪い場合には、何度も裁判所において試行を行うことができないことから、面会交流が途切れてしまう場合がある。その場合、他庁では面会交流の場として寺等の社会的資源を活用しているところがある。島根県においてもそのような資源があれば教えていただきたい。

(B委員)

裁判所の試行面会が終わると途端に中断してしまう事例が多い。そのためFPI Cを利用することが多いが、利用できるのが何箇所も先になるとのことから、安心して利用できる場所を探している。

(E委員)

地域では、子どもをどうしていくかとの視点で、学校を中心とした支援チームを作り、子どもにとっての最善の方策は何かを考えている。その中の一つに面会交流があれば、地域でそれをどう支援していくかということも考えられる。個人情報について問題になるということであれば、松江市の青少年支援室に相談してみてもどうか。

(説明者)

青少年相談室については、改めて伺いたい。

(4) 子ども用パンフレットについて

(委員長)

当庁で作成している子ども用パンフレット「お父さんとお母さんが別れて暮らして！どうすればいいの？」について、意見があれば伺いたい。

(E委員)

あなたが会いたいと言えば、みんなが考え努力するという子どもに対するメッセージが必要ではないか。

(F委員)

パンフレットには、「心配しなくてもいいんだよ」との記載があるが、実際に心配するような状況になった場合、嘘じゃないかといったことになり、家庭裁判所に対して子どもが不信感を持つ状況を作ることはずいと思う。したがって、最大限努力するためには、あなたの意見が必要であるとのメッセージが必要ではないか。

(D委員)

子どもを主人公として考えるならば、離婚調停の申立てをしても、お父さんとお母さんは、子どものことを一番に考えていることをどこかで出す必要があるのではないか、そのことが子どもの安心感に繋がると思う。また、文言として「あげる」の表現はいかがなものかと思う。

(G委員)

事例としては千差万別であり、これがよいといったものはないと思う。意見を言ってねと記載したとしても、意見を言わない子どももいる。文言で解決できるものではないと思う。

(委員長)

これは一つの取っかかりであり、家裁調査官サイドでは状況把握あるいは心情調査の段階で、子どもの年齢に応じた説明をすることになる。

(5) 次回のテーマについて

(委員長)

本日から、後見支援信託制度が実施されることもあり、次回テーマは「成年後見制度の今後の展望について」とする。

(6) 次回期日

6月26日（火）午後1時30分